

院内感染対策に関する取組事項

1 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策組織に関する基本事項

感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなどの院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、「院内感染対策委員会」を設置しています。委員会は月1回以上、また、必要時には随時開催します。さらに、実動部隊として「ICT(感染制御チーム)」を設置し、週1回の会議・ラウンド等を行い、感染問題に迅速に対応しています。

3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

当院の細菌検査結果や感染報告書などから微生物の検出状況を把握し、感染対策委員会及びICTに報告します。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染制御チーム(ICT)が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7 その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。